

登別市都市公園条例（昭和42年条例第21号）新旧対照表

現 行				改正後（案）			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
1 略				1 略			
2 都市公園を占用する場合				2 都市公園を占用する場合			
占用物件名		単位	使用料	占用物件名		単位	使用料
法第7条 第1項第 1号に掲 げるもの	第1種電柱	1本 1年に	<u>350円</u>	法第7条 第1項第 1号に掲 げるもの	第1種電柱	1本 1年に	<u>420円</u>
	第2種電柱	つき	<u>540円</u>		第2種電柱	つき	<u>650円</u>
	第3種電柱		<u>730円</u>		第3種電柱		<u>880円</u>
	第1種電話柱		<u>320円</u>		第1種電話柱		<u>380円</u>
	第2種電話柱		<u>500円</u>		第2種電話柱		<u>610円</u>
	第3種電話柱		<u>690円</u>		第3種電話柱		<u>830円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	1m 1年に	<u>3円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	1m 1年に	<u>4円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類	つき	2円		地下電線その他地下に設ける線類	つき	2円
	地上に設ける変圧器	1個 1年に つき	<u>310円</u>		地上に設ける変圧器	1個 1年に つき	<u>370円</u>
	地下に設ける変圧器	1㎡ 1年に つき	<u>190円</u>		地下に設ける変圧器	1㎡ 1年に つき	<u>230円</u>
	変圧塔	1個 1年に つき	<u>630円</u>		変圧塔	1個 1年に つき	<u>760円</u>
	その他のもの	市長が別に定める。			その他のもの	市長が別に定める。	
法第7条 第1項第 2号に掲 げるもの	水道管、 下水道	1m 1年に つき	<u>13円</u>	法第7条 第1項第 2号に掲 げるもの	水道管、 下水道	1m 1年に つき	<u>16円</u>
	管、ガス 管その他 これらに の				管、ガス 管その他 これらに の		

	類するもの	外径が0.1メートル以上の		<u>28円</u>
		0.15メートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上		<u>38円</u>
		0.2メートル未満のもの		
		外径が0.2メートル以上		<u>57円</u>
		0.3メートル未満のもの		
		外径が0.3メートル以上		<u>76円</u>
		0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上		<u>130円</u>
		0.7メートル未満のもの		
		外径が0.7メートル以上		<u>190円</u>
		1メートル未満のもの		
		外径が1メートル以上のもの		<u>380円</u>
法第7条	上空に設ける通路	1㎡	1年に	480円
第1項第	地下に設ける通路	つき		290円
3号に掲	その他のもの			<u>630円</u>
げるもの				
法第7条	郵便差出箱、信書便差出箱	1個	1年に	<u>270円</u>
第1項第	公衆電話所	つき		<u>630円</u>
4号に掲				
げるもの				
法第7条	非常災害の場合の仮設工作物			無料
第1項第	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設け	1㎡	1日に	10円
5号から		つき		

	類するもの	外径が0.1メートル以上の		<u>34円</u>
		0.15メートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上		<u>45円</u>
		0.2メートル未満のもの		
		外径が0.2メートル以上		<u>68円</u>
		0.3メートル未満のもの		
		外径が0.3メートル以上		<u>91円</u>
		0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上		<u>160円</u>
		0.7メートル未満のもの		
		外径が0.7メートル以上		<u>230円</u>
		1メートル未満のもの		
		外径が1メートル以上のもの		<u>450円</u>
法第7条	上空に設ける通路	1㎡	1年に	480円
第1項第	地下に設ける通路	つき		290円
3号に掲	その他のもの			<u>760円</u>
げるもの				
法第7条	郵便差出箱、信書便差出箱	1個	1年に	<u>320円</u>
第1項第	公衆電話所	つき		<u>760円</u>
4号に掲				
げるもの				
法第7条	非常災害の場合の仮設工作物			無料
第1項第	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設け	1㎡	1日に	10円
5号から		つき		

第7号ま でに掲げ るもの	られる仮設工作物		
	標識	1本 1年に つき	<u>500円</u>
	天体、気象又は土地観測施設	1個 1年に つき	<u>630円</u>
	工事中板囲い、足場、詰所その他の 工事施設、土石、竹木、かわらその 他の工事中材料の置場	1㎡ 1月に つき	96円
その他の物件、工作物又は施設		市長が別に定める。	

備考

1～3 略

3及び4 略

第7号ま でに掲げ るもの	られる仮設工作物		
	標識	1本 1年に つき	<u>610円</u>
	天体、気象又は土地観測施設	1個 1年に つき	<u>760円</u>
	工事中板囲い、足場、詰所その他の 工事施設、土石、竹木、かわらその 他の工事中材料の置場	1㎡ 1月に つき	96円
その他の物件、工作物又は施設		市長が別に定める。	

備考

1～3 略

3及び4 略